

Title	関東漁業の黎明期
Sub Title	
Author	羽原, 又吉
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1942
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.36, No.6 (1942. 6) ,p.461(19)- 514(72)
JaLC DOI	10.14991/001.19420601-0019
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19420601-0019

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

歐米諸國の植民地貿易の限界と破綻の原因が見出せるのである。然るに吾々の建設せんとする東亞共榮圈の理想は、かゝるものとは遙かに遠いのである。共存共榮を理想として各々その所を得せしめ、東洋永遠の平和と繁榮を齎すにある。それには共榮圈貿易も亦、實體的價値に於ける等價交換を基調として、共榮圈經濟の圓滑なる擴大再生産を實現することによつてのみ達成し得るのである。それは、從來の如き單なる價格の理論によつて理解することは不可能であり、貿易現象を生産と流通との統一として、構造的に把握することによつて始めて可能となる。

(註一五) Ohlin, 'International and Interregional Trade' 1939.

(註一六) 松井清氏著、貿易理論の研究「第一章參照」

(註一七) 藤井茂氏著、外國貿易の理論「第二章參照」

(註一八) 前掲拙著「一七八—二二三頁」

關東漁業の黎明期

羽原 又 書

この項では本誌第三十六卷第三號所載の播磨期の後を承け時代的には足利末期より徳川初期に亘る近世的漁業發展の基礎的段階を明かにせんとしたものであるが、然しその主要な指標は近世的漁業成立の過渡的特徴と、それに承應する戰國封建社會生活との交渉、ならびにそれが最後の統一封建社會への推移状態を明かにせんとしたものである。換言すれば後北條時代の漁業及漁民生活を探究し、次にきたる發展期の徳川時代のそれと、どんな史的關聯にあつたかを考察せんとするものである。

漁民聚落

先づ關東に於ける近世漁業の發達を知らんとするには、斯業の擔當者である漁民そのもの側から、一言に云へば從來からの土着の關東漁民の生活活動と、戰國末期頃から徳川初期にかけて出漁乃至移住したところの主として紀州及び關西方面の漁民のそれとを區別して、考察することが大切である。

惟ふに土着の關東漁民は既に前項で見た如く彼等の活動場所は、主として三大灣入の砂濱漁場が房總乃至豆州の如き遠く大洋中に突出せる半島沿岸の灣入せる磯濱漁場であつて、謂はゞ居ながらにして殆ど獨占的に豊富かつ安

全な自然を利用したる境遇であつた。従てその技術的發達の點に於て遙かに前叙の關西地方のそれに劣つてゐた。更にこれを一般の歴史的發展の上から考へて見ても、紀州沿海から瀬戸内海を中心とする上方漁民の、古くは源平對立の時代から南北朝時代を経てさらに豊臣氏の朝鮮役に至る幾多の戰亂の間に、水軍乃至海運方面に於ける重要な擔當者としての海上勞働の實務的試練は、かの後北條氏對里見氏の海上權爭奪史に於ける關東漁民の受難時代に比し、いかにより重壓的のものであつたかは想像の外である。

かやうに政治的社會的變動の兩者に及した影響の相違——自然の與へた關東海對瀬戸内海のそれを前提として——はその後に於ける兩者の漁業及びその生活上に可なりの相違を與へたのである。

ところで、こゝでは問題を關東漁業に限定してゐるのであるが、鎌倉以降近代に至る關東文化の中心はいふまでもなく鎌倉江戸小田原の三都市であつて、そのうち鎌倉は永壽王成氏の敗北と共に享徳、康正頃から次第に衰頹の一路を辿つたが、江戸は長祿三年に太田資長により江戸城が築かれ——居ること三十年にて文明十八年上杉定正に殺され、その後は定正の直轄となつた——それが次第に發展して海運、漁業の中心地となつたことは前項に述べた通りである。かくてこの變遷は恐らく鎌倉市民の多數をこの地に吸集したことであらう。かくて應仁、文明以後の漁業及び漁村の發達が、先づ江戸に次は小田原を中心としてその沿岸地帯に展開せられたものと思はれる。例へば江戸灣では「江戸神奈川、品河以下浦々」あるひは「下總國葛西郡海邊」及び「三浦半島沿岸」は當時の主要な町乃至漁村の聚落地帯であつて、殊に江戸に就いては(一)、

(前略)右の太兵衛物語ハ御入國の節も只今の外櫻田御門の立候所にハ大きな扉無き木戸門立て有之小田原御門と申也、只今の八代寄川岸の邊ニハ獵師共の家居有之看など買求め候節ハ右獵師共方にて相調申たる事なり御入

國の翌年あたりかと覺へ申候長雨の以後に大南風の吹候義有之其節高汐揚り件の獵師町へ水つき候故獵師共なども妻子を乗せ家財を積み只今馬先の御門に成り候あたりの畑中に有之候大木共へ舟をつなぎ云々(中略)獵師町近邊の葭原の義へ大方築地の如きなり候獵師町の義も程なく一續き町家となり候肴店其外種々の賣買物なども有之所なり名をハ日比谷町と申云々。

の記事を見るも、これは家康入國の天正十八年頃の漁村及び漁民の生活状態であるから、之を太田氏築城當時の繁昌と比べて可なり寂寥の感を覺ゆるのであるが、それは恐らくその後に於ける文化の發展が北條氏對里見氏の相續く戰塵の間にその進行を阻害せられたものでもあらうか、こゝではたゞその事を記すに止む。

何れにしても、その後には於ける關東沿海地帯の文化の中心が小田原の北條氏と房總の里見氏に兩分せられしことは歴史的事實であらう。かくて江戸灣から相州三崎乃至鎌倉沿岸一帯は當時兩雄の目指した樞要な爭奪地域であつた。かくてこの事は纏てこれら沿岸地帯の漁村及び漁民生活上に重大な影響を與ふる結果となつたことは後段に述べる通りである。いまその一例として、江戸灣沿岸の樞要漁村である「芝浦」の記録を見ると(二)。

「右兩浦(芝)金杉浦、本芝浦、筆者之儀者御茶八ヶ浦之元浦ニ而獵師共起立年月等者確與相分不申候得共、古來芝浦と唱候者、只今之汐留川口邊より下高輪邊迄一圓之惣名ニ而、天文年中之舊記に者柴村と認め天正年間之書物には、芝村と相見、芝之郷中にて芝村と唱候(中略)金杉浦之儀者芝浦之小名にて云々。此兩とも續浦ニ而往古ハ獵師のみ土着仕獵業罷、在いつ頃獵場ニ相成候にや起立年月書留等無御座候云々。」

とあり、また同書產業篇によれば「本芝町名主所有御墨印之控寫。武藏國入間郡芝浦七百姓舊記寫。浦方起立調」の第一には先づ家康に忠勤の事を記して「偏ニ江武ノ七農之勤、末々ニ安堵之墨印疑フ事不可有、七農ノ族望ニ

任せて水三合船足ノ及所、漁業安堵云々」天正十六年(又は十八年)とあり。第二には「抑武州入間郡芝浦にて家康公七人之百姓江御感判を報謝し給ふ。其舊記を尋るに(中略)此入間郡は高六十一石四斗三合の場所を我々七人して兼領し、代々相續仕候(中略)我々武士の望も少しもこれなし、唯今度の御感には何國何所之浦々にても、漁營御免の御朱印を拜領仕度云々」と記し第三には「天文年ノ書類ニハ柴村、又天正年中ノ書類ニハ芝村トアリ(中略)嘉慶年間ノ書ニハ金洲崎、又其後金會木ト認シモアリ(中略)此本芝、金杉ハ續浦ニテ往古ヨリ漁夫多ク住居セシニ天正十八年東照神君、小田原ノ北條氏ヲ征討云々」以下第一記録と同意味のことを記してある。

東京史稿(港灣篇第一二)のいふ如くこの三通ともに文意附會かつ錯雜し、恐らく後人の所傳を記録したものであらうが、然しこれによつて、芝浦が家康入國(天正十八年)以前から恐らく王朝時代頃から既に沿海の一聚落を形成し、家康入國當時には可なりの漁浦をなしてゐたことだけは間違ひないことと思はれる。

次に「品川浦」に就いては土俗この地を袖ヶ浦とも呼び、永和四年には神奈河浦以下の浦々と共に帆別錢を賦課せられてゐる。例へば武州文書に

武藏國神奈河・品河以下浦々於入船帆登段別錢貨參百百文事、自當年以參ケ年分所被寄圓覺寺佛日庵造營要脚也(以下略。永和四年八月三日)

翌年には相州文書に、

圓覺寺佛日庵造營要脚、武藏國神奈河・品河以下浦々出入船帆別錢事云々(以下略。廉曆元年十二月二十七日)とあり、更に降つて、文明年間になると、梅花無盡藏に

品河同日隔五十町有江戸城。多法華宗。

双塔五層兼一層。問宗旨答法華僧。蓮紅二十八差別。子細看來滿口水。

孟夏四日。大風俄起。及拔樹拔屋。伊陽之商船繫品河之濱者數艘。纜斷橋折破損矣。

魯稜數千斛沒浪底。餘物稱是。余聽之漫作是什云。

幾艘商船漫度春。大風吹破品河濱。數千斛米浪花底。縱引揚來味苦辛。

以上の引用によりて神奈河浦も、當時可なり海運の發達をなしてゐたことが知れる。

この外に金澤、榎戸、浦賀、三崎等の諸浦を初め、殊に小田原の如きは北條氏の居城を建築してより急激なる發展を遂げた。

元來、小田原は早川庄の一部で鎌倉の功臣たる土肥氏土屋氏の所領で、元は單なる宿驛であつたが、その後公方はこの地を大森氏に與へ當時も相當の繁昌をなしたが、それは應て(明應三年)北條早雲により亡ばされたのである。然し早雲は大に民政に努力したから、その名聲を慕つて諸國の人々が集つてきた。いまその一端を擧ぐると

「近國の人民恵みに懐つき移家。津々浦々の町人職人西國北國より群來。昔の鎌倉も争か是程あらんやと。見る計に見へにける。東は一色より板橋に至迄。其間一里の程に店を張。買賣數を盡しけり。(前略)積置たる交易賣買の利潤は。京四條五條の辻にも過たり。民の籠も豊饒して。東西の業繁昌せり」

さてこれらの海岸都邑は早きは應仁文明以前から遅くもそれ以後を通じて徳川氏入國までの百年以上に亘り、漁業乃至海運の業に従事したそれ〴〵の地方的生活の中心點であつた。然しその人的構成は從來からの土着民以外に二次的の移住ことに戰國時代の社會的轉換期に於ける新移住の附加せられたことは、その後の發展に注目すべき影響を與へた——後段参照——。

こゝでは主として北條氏對里見氏との逐鹿場裡に於ける漁民の生活を述べる。さて當時の戰國時代に於て北條氏の民政がいかに有名なものであつたかは普く人の知るところであるが、とはいへ獨りこの地方のみが群雄對立の普遍的社會性格からその例外をなすものではなく、却て一層の軍國的社會體制の強化を見たのである。例へば「公事赦免」と「人返し」に關し漁村の「網ノ一色」宛の文書ならびに「北品川」宛の文書に於て公課の負擔者たる住民の他郷に逃亡せるものを呼戻し、租税と勞力の源泉を強固ならしめんとしたことが明瞭である。然し逃亡が引續き行はれてゐたことは、その後、天正年間にも「品河郷人返令」が下つてゐるのでもわかる。例へば天正二年九月三日附のそれは「(前略)人返は御國法に候(中略)若違亂之輩有之は背國法子細に候云々」(新編武藏風土記稿)とあり。また同十一年卯月十一日附は「(前略)人返之義者爲御國法(中略)同後者互に相返町人者百姓地へ不可入又、百姓者町人中へ不可入云々」とあるが、同十四年三月二十九日附文書には「代官與有申事逃散致之由候、毎度申事出來出曲事無是非候、(中略)御在陣中先罷歸耕作可致之、一步之所もあらじ候へ百姓ヲ成敗可被成候云々」とありて人返しと共に農耕をも強制してゐる。

要は人返しを強行して生産上及び公課徵收上に於ける人的資源の充實を計つたものである。次に船方に關しては特に幾多の規定が發せられてゐる。例へば

船方中ニ置法度

- 一、船實儀會以可爲曲事
- 一、家屋敷實儀可爲曲事

一、船方致闕落何方ニ罷候共又者下總筋へ罷越候共此印判爲先可召還事

一、船方公方公事就致之郡代地頭主人諸役以下少も不可申付事

右船持中堅改之公方公事少も無退轉可致之若昔此四ヶ條兎角申者就有之者急度可申上則可被加御成敗者也仍如件

天文二十三年 七月十二日

柴金 會木

船持 中(虎印)

降つて永祿年代の文書にて公方たる北條家以外の郡代、地頭輩が濫りに諸役を申付けてゐたことがわかる。更に天正十五年には「芝村船役之事、先御證文之筋目不可有相違旨被仰出者也仍如件」(武州文書)として當地の柴船は船役中にも可なり重要なものであつたことがわかる。なほこの外に同文書中に「六艘 柴船 右從前々出來儀候船橋舟何時も之刻云々」として當地の舟が船橋に使用せられてゐたこと。また「浦賀番船方番錢ニ定事」の條に「右從柴出本船方六人、此番錢一ヶ月壹貫五百文中拾八貫文、十二ヶ月分高辻也、但壹ヶ月一人前貳百五拾文宛ニ被定事。(中略)若令無沙汰付而者、船方をハ可被列頭、地頭代官ニハ可被懸罪科旨被仰出候云々。(永祿三)年歟」とある。過怠に對する罪科の極刑であるのは浦賀が軍事上甚だ樞要の地點であるためであらう。

次に諸浦の船の動靜に就いても嚴格の規定があつた。例へば羽田浦にては、永祿五年に、
羽田浦令退轉付而當年來船々方定事

式艘 船 七人舟方 以上

右當年來年者二艘七人、嚴密可走廻其外義ハ被成御赦免候、至于子年ハ、舟々方出來所、浦接體とも、以

御檢使之見届、可被仰付者也

壬戌八月三日

遠山新四郎奉之

行方與次郎殿

羽田百姓中

(新編武藏風土記稿
在原郡羽田獵師町ノ條)

同十一年には

羽田浦磯邊にての獵、不可有相違、或沖中へ舟を出、或他郷へ就漕行者、如法度、可爲領主之罪科者也仍如件

戊辰八月十日(虎印)

笠原藤右衛門奉

行方左馬允殿

(同 上)

尤も船の取締については里見家に於ても同様であつて、

分國中に商賣之船可乗事、何之於津邊も諸役赦免之候爲其印判被下者也、仍如件

天正七年巳卯 九月二十六日(朱印)

山口越後守つたへ

新編武藏風土記稿はこの文書を引用して曰く、「按スルニ北條五代記ニ當時相州海岸ノ村々ハ敵國境半丁ト號シテ年貢モ小田原へ半、房州へ半ヲ收メ、夫役モ敵味方ノ差別ナク命スルニ從テコレヲ勤ムト云。越後守モ北側ニテ房州ノ船役ヲモ勤メンナルヘン云々」恐らく當時の實相であらう。

漁業政策

先づ初めに漁業との比較を見るために漁業以外の、ことに造船業、鑄物業、石工業のそれについてその一斑を述べ續いて漁政そのものを考察する。

先づ豆州松田文書の「船番匠可被召仕様體」によれば、松崎船番匠彌五郎宛のものがそれで、棟別錢免除の代りに一年のうち三十日間は公用に従事せねばならず、但しそれ以上になれば一日五十錢宛の支給を受ける。なほ御分國中、於何方御船被成御造作候共、御一左右次第、即時ニ致祇候可走廻事」の責任を豫め命ぜられてゐた。

次に鑄物業については、永祿十二年に、小田原新宿の鑄物師二郎右衛門宛の相州文書がある。「鑄物師商賣」候分國中無相違(出)可致之、若横合非文申懸者有之者、可申上者也云々」にて二郎右衛門に鑄物職の特権を與へ、これを保護してゐるが、これは二郎右衛門より鐵砲を北條家へ納入する關係があつた爲めであらう。小松、森、木村、田村等はその下職人であつたやうだ。

また石切業についても同じく相州文書に、天正三年石切善右衛門、善七郎宛にて「御分國石切之可爲棟梁、自今以後横合之不可有申入、尙以御用等兼日如御定無御沙汰可走廻候(中略)雖然石切子孫之者、有無器用公儀之御用至、不可走廻者、此證文不可入者也云々」として、特権は與ゆるが子孫に無能のものあるときは、

之を取消すとの意であらう。これを見ても古來から行はれた謂ゆる「職制」とはその本質を異にし、こゝにも時代の反映を見るのである。序でながらこの場合にも棟梁の下に若干の「番子」が隷屬してゐたといふから、鑄物業を初め當時の手工業に於て既に一種の「工業ギルド」制が組織せられてゐたやうにも思はれる。

最後に當時の住民が利用した取引關係につき一言すると。この時代に入ればもはや前項に述べた定日市場の取引は次第に衰へ都邑の勃興に伴ひ漸次に常時取引へと移行した。これは地方經濟の發達と表裏して海岸都市、城下町及び門前町等の興起に原因するものであらう。然し嚴密にいふと、市場取引が全然なくなつた譯ではなく、謂ゆる樂市といふ如き一種の自由取引さえ獎勵せられたものがある(例へば天正六年世田ヶ谷新町の樂市(例へば天正六年世田ヶ谷新町の樂市樂市の如し。新編武藏風土記稿)またこれと同時に却て特權的の座取引を保護した、例へば元龜四年武田家朱印狀の「魚の座」(靜岡縣史料第(三輯三七三頁)の如きものさへあつた。以上は單なる一事例を擧げたに過ぎないが、それにしても轉換期の當時として何事も一定の範疇で律することの不可能である事だけは明瞭である。

これを要するに當代に於ける一般産業、さらに廣く一般の社會經濟生活の機構は軍國對立の世相として、一定の限界内に於ては、萬事が領主の軍國的恣意によつて支配せられたものであるから、これを個々の事實について見ると彼れ是れ矛盾した態様を呈してゐるものゝ、翻て當時の分國國家主義の原理から考察すれば凡てが貫した軍國主義的富國強兵の理想に統一せられ得るのである。それ故に萬事が轉換期にある現實の社會經濟生活を淺狹な經濟學的見地からのみ見たのでは、それは分裂した事實の羅列に終る外ないであらう。

さてかやうな前提の下に當時の漁政方針を考察するには、さし當り次の問題に留意せねばならない。それは後北條氏以前の伊豆半島を中心とする隣國沿海の漁民は、主として從來からの關東住民であり漁業の種類も釣漁業を

主とし、これに多少の曳網漁業が内灣地帯に行はれてゐたことは既述の通りである。然るに後北條氏とくに氏綱、氏康時代になると關東の大部分を併呑して豆相武の文化を小田原に集中した形となつたが、當時(永正前後以降)の漁業についての著しい特徴は、立網漁業、葛網漁業の如き沿岸乃至近海漁業が特に勃興したことである。直接の記録はないが、小田原地方の網漁業は北條氏の時代に紀州地方の漁民を酒匂村「網ノ」色(14)に移住せしめた以後であるとす。この事は當時の滿漁業状況ならびにその後の網漁業發達の趨勢から見ても是認せらるべき事柄である。

惟ふにこれらの網漁業は後北條氏の最も力を入れて保護獎勵した漁業であつて、そのうちでも葛網漁業はこの當時から斷續的に紀州、攝州、勢州等の關西地方の技術的により進歩した移住漁民によつて傳播せられたものと思はれる。それ故にこれらの新分子の移入以後に於ける關東漁業は大要つぎの如く表示することが出來よう。

漁業別
舊來漁業 釣漁業、曳網漁業、立網漁業、潜水漁業等
新來漁業 葛網漁業、その他。

漁民別
舊來漁民 土着の半農半漁民、漁業專従の「かつぎ衆」(15)「蛋」(16)
新來漁民 新來の技術的優良漁民にて專漁從農民。

さてこれより、漁業別に斯業を概説し併せて漁業、漁民政策の一般を述べる。
當時の漁政に關し多少一般的文書として弘治三年に。

御前様御臺所船諸役御免條々

- 一、浦賀定詰之舟方壹人内年中半分御免事
- 一、臨時公事網被仰付間敷事

- 一、御印判着御免事
- 一、地頭代官御菜肴出之間敷事
- 一、於諸浦網を引可致釣事、縦雖爲權門知行不可有横合事

以上

右五ヶ條被成御赦免候然者御前様御臺所爲御肴錢一ヶ月貳百五十文宛由比代ニ可渡之此外御雜掌並御客來時者別而奉公可申候若致無沙汰付者從類共ニ可被處罪科旨被仰出候狀如件

弘治三丁巳 霜月十五日

岩本太郎左衛門尉奉之

國府津

村野惣右衛門(虎朱印)

この文書に注意すべきことは浦濱がいかにか海上監視の上に重要であつたか、そして漁民がその警戒に當つてゐたことがわかる。次に一定の網漁年貢以外に臨時の公事網漁の下命、ならびに地下代官等の茶肴の下命に關する禁止は、反面に於てその頒發を物語つてゐる。また諸浦に於ける網漁釣漁の奨勵と保護に大に努力してゐたこと、最後に日々の「臺所爲肴錢」毎月貳百五十文宛「由比代ニ可渡之。」このほか本文に擧げた「御雜掌云々」の場合はまだ別個の奉公である。

日常の御臺所用としては他に詳細の文書がある。

本城御前様御臺所毎月納肴從昔相定帳面改而被仰出事

壹艘 國府津 村野宗右衛門船

此肴錢毎月貳百五十文宛出役

- 一、肴損間致鹽上可申但隨時無鹽にても上可申者可〔船主之隨意代物にて納申儀致停止事〕
- 一、國符津上十日ニ被定置候十日之内者〔一度ニも三度ニも貳百五十文之肴之積を以上可申十一日共至于令遅々者可被懸過役事〕

以上

一、御肴之渡所由比千菊清五郎、左衛門兩人ニ被定候相渡度ことに必請取を取御糺明之時爲見請取可申披事

即ち漁船壹艘の肴錢として前文の如く毎月貳百五十文に相當する肴の納入は魚の損み易き間は鹽にし、その他は隨時に無鹽にても可なるが、代物納は堅く禁止され、またその納入期及び方法は毎月十日以内で、必しも一度に及ばない。然らば納魚の種類及び代價はいかんといへば、「此外魚之代定」として、

鹽にても無鹽にても可爲隨意

一、六七寸之鯛壹ツ 代十文

一、一尺之鯛 壹ツ 代十五文

一、一尺五六寸鯛壹ツ 代三十文

以上鯛ならへ以此積可渡

- 一、かつをなまひ 壹ツ 代十二文
- 一、大なら 壹ツ並はかな也 代二文
- 一、あはひ 壹ばい 代三文

關東漁業の黎明期

- 一、五ハシ 貳ツ
- 一、いなか 壹ツ
- 以上
- 代一文
- 代五文

右所定置令無沙汰ニ付而者船持可勿頭地頭迄可被處越度若又壹所奉行並由比清五郎左衛門至于非分之儀申懸者則可捧目安者也仍如件

「永祿三年」庚申二月二十三日

(府)
國符津之船主

村野 宗右衛門

とある。この文書は肴渡所の兩人により計算せられた買上げの公定価格であらうが、いまこの価格をかれこれ對比すると、鯛がこの時代でも最も珍重されながらも大きが一尺以上になると今日と同様に急に高價となつてゐるなどは嗜好や需給の關係等から見て注意すべき點である。また鱈の割高と鱒、鱈に對する鮑の割安も共に當時の漁獲生産力を考ふる上に可なりの参考となるのである。

以上は村野家の如き大漁業家に對する場合であるが、更に村方に對する一例として次の二文書がある。その一つは

注 文

- 一、貳百ばい なまこ
- 一、五十枚 たい
- 一、三十盃 たこ

右當月中早々相調栗樽へ可相届候被無沙汰者可有御成敗者也仍如件

辰十一月十九日(朱印)

富部郷 船方中

この年代は不明なるも恐らく永祿十一年頃かと思はれ、またこの富部は戸部であつて久良岐郡東北部の海岸聚落である。また他の一つは、

書 下

- 一、六十枚 干鯛
- 一、五百枚 スルメ
- 以上

右自遠州御客來御向來二十四日四ツ時以前小田原江持來久保内村に可渡之、不可有無沙汰者也、仍如件

辰五月二十二日(天正八年)

南 條 奉

網代小代官百姓中

これらの引例からでも明かな如く大漁業家のある漁村と殆ど同程度の中産以下の漁民より成る漁村とは、漁業組織は勿論のこと、領主の政策も自ら違つて、例へば徴税(物税)のことでも決して同一ではない。従つて主要漁業で立網漁業、葛網漁業を初めその他の漁業についてもなほ述ぶべきものもある。それは斯業を説く場合に譲る。

漁業 各説

さて前項引用の資料から推すと當時いかに海産物の需要が盛であつたか——但しそれは領主の如き支配階級に

關する限りに於て——またその種類から見ても殆ど今日と同じであることが知れる。然しこれら魚介類の種類から考ふれば當時の漁場は凡そ沿岸一里以内で、謂ゆる沿岸漁業に屬する。然らば當時の漁撈法は如何なる程度のものであつたか、曰く釣漁、網漁、潜水漁であつた。以下それらにつき説明する。

釣 漁 業

詳細なことは不明であるが、斯業が從來から行はれてゐた關係上この時代には可なり發達したものゝ如く、前文の引用によつても明かな通り、諸浦に於ける釣漁は網漁と同様に保護も奨励もせられてゐる。いまその一例として前項に述べた「松崎下官鯉船免許狀」のその後の狀況について見るに。

○松崎下之官船免許狀

松崎下官之船之事、如前々りようし之事、任先寄之旨爲扶持者也依如件

永正十五戊子

十月二十一日

爲 春(花押)

下彌宜九郎左衛門殿

○松崎下之官船免許狀

下官小船壹艘、如前々義(?)の稜取之間、りうしの事指置候者也、仍如件

天文八己亥 九月二十六日

定 祐(花押)

松崎下彌宜殿

何れも下官鯉釣船の免許狀である。即ち當石火宮供茶のため鯉釣漁を行ふのであるから先規の通り免許す。從て

「りようし之事」も當官に於て扶持せしむとの意であらう。たゞこゝに目につくのは、後文書の小船壹艘は前項に擧げた貳艘より一艘を減じてゐるが、之は必しも斯業が衰へた譯けではなからう。

さてこゝで注意すべきことは松崎下官下彌宜宛になつてゐるが、實際その釣業に従事したものは、他の事例と考へ合せて當官の氏子乃至神人等であつたことと想像する。明治二年垂山縣達にも「過日願出候石火宮供茶料・松崎村鯉漁舟三艘歩一之儀外諸運上等の如きものと相違ひ、神船爲供茶、從往古收納致來候上は(中略)是迄通取立不苦候也」を見ても分明である。

元來この松崎は前文の「松崎船番匹」といひ、「鯉漁船」といひ「廻船大法卷物」といひ何れもこの地が海運、造船ならびに釣漁業の重要根據地であつたことが伺はれる。

立 網 漁 業

この漁業の主要漁具は立切網で魚群の廻游し來る時に早く灣口を遮斷し更に第二の立切網を以てし次第にその範圍を狭げ、最後に敷網または小曳網を以て漁獲する。天候その他の事情によりては一定の狭小な灣内へせめ寄せ入口を網にて閉塞し一時的の生洲となし必要に應じ徐々に漁獲する。また鮪、海豚の如き大物になれば一定の地區にせめ寄せた後、鮪なれば鐵釣を打懸け、海豚なれば一頭宛を抱き上るのである。かやうな特殊の漁法について静岡縣水産誌は「(前略)如斯く數張ノ網ヲ要スルハ海底岩礁ノ爲メ網ヲ曳寄スルコト容易ナラサルカ爲メ一回網ヲ卸セハ魚ノ進退ニ由テ更ニ網ヲ卸シテ漸々ニ圍域ヲ狭少ナラシムルノ仕掛ナリ斯ク諸道具ヲ要スルヲ以テ漁獲ノ際ハ一村擧テ之ニ從事ス云々」とある、簡にして要を得てゐる。

いま参考のため斯業の行はるゝ主要地區と實際に使用する網の種類を擧げれば、

種目	地
張置網	第五區 江梨、久料、足保、古宇、立保、平澤、久通、木負
小立切網	
小網(麻網)	第六區 重須、長濱、三津、小海、重寺
大立切網	
大圓網	大立切網
小圓網	
しめ網	小切網
浮塞網	塞網
口塞網	取塞網
寄塞網	取塞網
大網	副網
大小丈網	小麻網
小小丈網	中小丈網
仲入網	塞網
粗合網	待切網
手合網	小切網
馬塞網	取置網

圍網

備考、こゝに擧げた漁具は明治年代のもので、素より戰國時代からこの通りに整備してゐたのではないことを附記す。さてこゝで「考すべきことは他の地區で、この立切網漁業——建切網、楯切網または建網、楯網ともいふ——が行はれてゐたか、どうか、若しありとすればその起原いかなの問題である。

豆州那賀那安良里邑指上帳によれば、「文祿三年八月二十一日以前。彦坂小形部(小刑部)様御搔地(御檢地)」として詳細なる檢地を記し、その中に、

一、釣鱈 御運上十歩、

是は歳々高下御座候得共御分魚、直段兩々百八十本かへ毎年納來申候

一、立漁 仕候とき御運上三歩、さし上申候是は毎年立申候事は無御座候

とあり。なほ同役場所藏の「覺」にも、

「文祿三年彦坂小形(刑)部様御繩」として、その中に、

釣鱈 御運上差上申候

立鱈 御運上差上申候

とある。これらの點より見れば文祿當時鱈漁に對しては釣漁業と立網漁業が行はれてゐたことが知れる。また時代は新しいが、田子村役場所藏の「年恐以書付奉願上候」中に「(前略)宇高嶋と申近所江當浦船共鱈楯網積入漁業ニ參り候(中略)外海は田子嶋邊より仁科口近所迄ヲ前々より楯網場所ニ致來(中略)度々楯網大漁仕候云々」とありて明かに斯業の行はれたことがわかる。なほ「田子村の沿革」によれば「寛政十二年出板の豆州史稿原本ニハ田子村頻海

ト雖モ漁獵ナシ井田子ノ地ハ立獵(註建網漁業)釣獵(釣漁業)俱々爲スベシ(中略)伊豆鏡依レハ永四百文定納鹿皮四枚この外立魚(建網漁)三分一、薪、釣(漁)鱸(魚)十分一云々。立切網(建網)は(中略)之を大網といふ一村の共有なり」とある。

次に廣く他の地方を見ると、鳥羽誌に「鳥羽舊記」より引用して「橋宗忠(永正中)の代に冬月八反田浦に鱸多く集り入込む其頃大井又左衛門といふ者あり(中略)又左衛門軍學をよくす工夫を凝して漁船を次第に分ちて、軍の備にかたどり隊伍を亂さず網を下すに、相圖として鐵砲を打つ、漁家に金子を借して大網小前網といふを作らせ、鍋ヶ崎より鮑石へ立切る、俗にたてと名け町の助と成る故九鬼家の比楯の字に改めける云々。なほ同書九〇頁には鱸の楯漁として「志陽略志に曰く(中略)乃下網截流取之、是謂截株、今土人曰楯捕云々」。日本水産採探誌いふ「志摩國答志郡鳥羽港に於ける鱸(方言名吉)の楯漁と稱するは古來著名の盛漁なりき、此漁は楯網と楯切網と兩者相待つて功を成すものにして名網の分類を異にすと雖も主として魚を收むるは楯漁網に在るを以て今之を刺網中に編入す云々」と。なほこの地の鱸楯網漁については「水産博覽會審査報告」一四〇頁「明治十八年」に詳細の説明あり。また同報告一六七頁には紀州北牟婁郡須我利浦、ならびに同郡矢口浦の立切網漁業に就いての記載がある。

私の須我利浦調査(昭和十四年)によればその起原甚だ古く初めは鳥羽と同じく鱸漁であつたが、徳川末期に鮪立網漁業に變つた。この網は當村にとり重要な地下網⁽²⁵⁾村持であること鳥羽の場合と同じ。このことは特に注意を要す。これらの諸記録より推考すると、立網漁業の成立するには、イ、必ず特殊の灣形入江の存在すること、ロ、共通の漁法により使用する漁網の種類及び敷は甚だ多く従て多數の漁夫を必要としたこと、ハ、これらの自然的地理的條件ならびに部落社會的經濟的理由は多くの場合この漁業をして初めより當該村落の共同漁業⁽²⁶⁾村持網たらしむるか

或は村落共同體的生活基調の上に地方的權門富豪を中心とした封建的主従關係の下に斯業成立の起原を見るも、多くは後代に至りて村網漁業の形態に移行してゐることは最も注目し得る。

さて問題を元に戻し、關東地方の斯業を見ると、主なる地方は豆州内浦を中心とした一帯の海岸である。これに關する最古の文書は、

永正十五年 戊子 九月被仰出御法之事

一、(竹木等御用之事) 以下中略)

一、(りうし御用之時) 以下中略。後段参照)

一、(美物等之事者) 毎日御茶御年貢外者御印判に員數をのせられ、三代物可被召

一、(人足之事) 以下 中略)

右此虎之御印判ニ代官之判形を添、小事をも可被仰出云々

永正十五年 戊子 十月八日

木負 御百姓中

代官

山角

伊東

この文書は立網漁業のことを直接に表現してはゐないが、次に擧げた天文十二年(一五五五年後)の文書には「場所木負村でなく長濱であるが——明かに道正網代のこと載つてあり、更に同十三年の文書には明かに長濱の既

定あんど六帳云々の文句が明かに記されてある點から見ても、永正から天文年代には既に立網漁が行はれてゐたことがわかる。それ故に前文書の「美物等之事云々」の美物に魚類は立網漁の漁獲物であらう。即ち天文十二年の「癸卯長濱檢地之書出之事」によれば、

一、壹町六反大九十歩 田本増辻
此分錢

八貫百二十六文 反別五百文宛
一、壹町四反大九十歩 畠辻

此分錢 貳貫九百八十七文 反別貳百文宛

兩毛共

已上拾壹貫百十三文

(中略)

已上六貫文

殘而

五貫十三文

此外

五貫文

定納

道正網代如前々

以上

これによると少くも天文十二年以前より道正網代の漁獲は田畠年貢の總計五貫十三文と殆ど伯仲の五貫文であつたといふことは長濱の漁業が北條家に對しいかに重要なのであつたかを推知し得るのである。従てその保護も厚かつたことは翌年天文十三年の「火事に付あんど六帳之分番着自二月四月迄令免許候、如此可仕立者也、仍如件云々」にてもわかる。

また天文十七年の文書には「西浦七ヶ所船役錢之事、丁未歲改而三十六艘之分七貫百文ニ相定候(中略)後年ニ船數出來候共其船役錢者可令免許候、百姓等船數相求、立物を可候云々」として出来るだけ漁業の發達を計り、それからの年貢増加を計つた。

また天文十九年及び二十二年の二文書——葛山氏元知事充行朱印狀。葛山氏元判物——によると植松藤太郎は立網漁業者であると共に野口村一部の棟別錢をも支配し、尾州出陣等の際は具足馬廻りの功勞により千疋の恩賞を受けてゐる。

次に立網漁業者と漁夫に後世の網子に漁業労働者との關係に關する興味ある問題は天文二十年の文書に。
西浦五ヶ村あんど抱候百姓等子共、並目前之舟方共、地頭代官ニ爲不斷、他所之被官ニ成候事、令停止候、若子共を他人之被管ニ出し候ニ付而者地頭代官へ申斷、徹所を取而可罷越候、致我儘候者共召返、如前々五ヶ村へ可返付者也仍如件

辛亥六月十日(虎印)

西浦百姓中

關東漁業の黎明期

代官

これによると、第一に五ヶ村立網漁業の労働者の若干は網、度、付きの抱へ、漁夫であつたこと。第二に、かやうな隷屬干係なき自由なる自前舟方も存在してゐたこと。第三に、この種の労働者及びその子供は勝手に他所被管として流浪したことが明かにわかる。

以上の三代氏康時代を去りて四代氏政時代になると立網漁業に就いて次の文書が目につく。

(定條々)

一、江豚於立之者。不寄大小如前々三ヶ一出置事

一、諸色之立物之儀。是も同前爾三ヶ一出置之間、如前々水之上にて可請取、但彼三ヶ一之儀者、至其時上

使之被管ニ爲算可致所務事

一、小代官もらひの事兩人。是も如前々一出置事

右條々永無相違可致所務。縱雖有横合之申様。前々筋目を以判形を遣之上者。一切不可及許容。然者上使次ニ、百姓中嚴加下知可致持。其儀就無沙汰者。雖有判形不可相立者也仍如件。

永祿六癸亥年七月二日

氏元(花押)

植松右京亮殿

即ち海豚その他の立物は大小に拘らず三分一を水上の現場にて請取り而かもその計算は「上使之被管ニ爲算」のである。この外に小代官二人の「もらひ」分も負擔せねばならぬ。なほ海豚立漁について他の文書には、

葛山氏元朱印狀

其浦へいるか見え來にをひては。すなはち出合かりこむべし。疎略いたすにより、内浦へかりこまざるよし有其聞條。甚以曲事也。向後へ北南の百姓いづれも出合あひ、かせぎかりこむべし。其うへかせぎの分としてへ。をのく中へあみ走てうのぶんわけとるべし。此上代官上使百姓等下知をそむき。如在いたすにいては。過怠を可申之狀如件。

(永祿六年)

井

四月三日(朱印文)

獅子濱北南

百姓中

この文書は種々の事實を包括してある。先づ海豚が沖に見えたときは、直に全村の百姓は出合ひ内浦灣へ狩り込むべし。若し疎略にて失敗することあれば甚しき曲事なり。但し各人のかせぎ分としてはあみ走逃の分、わけとるべしとのことである。若し百姓ら下知に背き出合はざるときは過怠たるべしとの命である。

さてここで注意すべきことは「獅子濱北南百姓中」とあつて部落總百姓の責任であることは勿論であるが、前文書では植松右京亮個人の責任である。これは植松氏の場合には少くとも形の上で植松個人の經營——實質上は總村方の労働であるが——であるに對し、獅子濱では村方總百姓の責任に於て行はれるのである。即ち前者はその責任なり實行の主體が個人であるに對し後者は部落團體がその主體であることは當時の浦部落の構成に二つの型態があつたことに注意せねばならぬ。なほこの事につき参考となるべき「今川元澄判物」にて獅子濱北南百姓中宛に「立司御肴

錢之事。如田連、江浦、壹郷之役半郷へ同百姓申懸之由。佗言之段無餘義候。云々」といふのがある。これは着
錢壹郷の役を半郷に懸けた争議に對する裁定書であるが、これなども立司⁽³⁷⁾漁夫負擔の着錢を郷中に向け、特定の
個人負擔者たる漁業家のなきことを示してある。

さて以上に述べたところは年代的に永正以後および永祿年間頃まで、あつたが、元龜天正の北條氏政時代になる
と、立網漁業を初めその他の漁業に對する政策が可なり強化せらるゝに至つたことは興味ある問題である。先づ元
龜二、三年の文書に⁽³⁸⁾

北條氏堯朱印狀

- 一、獅子濱百姓退轉候之間。前々役不^レ改^レ之。舟共改役等申^レ付^レ之事
- 一、五ヶ村へ出入之舟きふく改。多んせうなまり鐵砲至^レ于有^レ之者可^レ申上^レ事
- 一、口野四ヶ村之舟たちうみの間。つりに罷出事かたく令^レ停止^レ候。若此旨押而罷出候者。過失可^レ申付^レ事
- 右三ヶ條五旨背者有^レ之者。過失可^レ申付^レ者也。仍如件

未(元龜二年)四月晦日(朱印)

植松右京助殿

眞田奉之

即ち「たちうみの間」とは立網漁期中のこと、この間は釣漁のため出漁することを嚴禁してゐるのは釣漁業者は
即ち立網漁業の漁夫⁽³⁹⁾網子であるから釣り出漁中に立網漁の目的物たる魚類——鰹、鮪、及び海豚——の來游あるも
不在のためこれを漁獲する機を失するからである。然しこの禁令を見るに至つた反面には彼等が單に立網漁の網子
として勞働に従事するよりも、自主獨立の釣漁に従事する方が恐らく有利であるからとの事情が伏在するものであ

らう。なぜなればこの推斷は徳川時代に入つては最も明瞭な事實として表面に現はれてきたからである。これを先
に擧げた弘治三年國府津村野惣右衛門宛文書中の「於諸浦網を引可致、釣事縱雖爲權門知行不可有、横合事」と對照し
て隔世の感あるは一面に釣漁業の發達と他面に退轉等による網漁業の勞働力缺乏を物語るものであらう。

更に「北條氏堯立物掟朱印狀」によれば、

口野五ヶ村立物之掟

- 一、しび、海鹿其外之立物。就見來者、五里十里成共、舟共乗出可^レ狩入^レ事
- 一、網船朝者六ツを傍爾。晩者日之人を切而船共乗組。無^レ油斷立物可^レ守^レ事
- 一、此度改而立物爲奉行與^レ菊池被^レ遣之間。彼者申様ニ萬端可^レ走廻^レ。奉行人之背^レ下知^レ不出^レ舟を。或乗組致^レ油斷^レ之旨。奉行人於^レ申上^レ者。可^レ爲^レ曲事^レ事
- 右、背^レ三ヶ條^レ仕而者。代官百姓可^レ遂^レ成敗^レ之間。能^レ守^レ書付。奉行人之請^レ指引。可^レ走廻^レ者也。仍如件

中 (元龜三年)

七月二十三日(朱印)

植松右京亮殿

五ヶ村百姓舟方中

この文書では鮪、海豚が見えたときは五里でも十里でも沖合より狩込むべしとのことであるが、これは必しも當
時の漁業活動の範圍を現はしたものでなからう。寧ろ特別の場合をいふたもので普通は遠くて二、三里から五里
以内であつたであらうが、五里十里は彼等にとり決して容易のものではない。また立物の廻游を監視するために

早朝より日没まで毎日これに當らなければならず、これがため彼等を取締るべく特に立物奉行がおかれたといふのは、當時北條氏がいかんが斯業を重大視したか知らず、それだけ斯業の實際に労働した謂ゆる網子階級——漁村住民の主體——の苦痛と窮乏化とは蓋し大なるものがあつたであらう。更に同じく元龜三年の二文書中の前の一つには「於獅子濱前立物可守之。但指引可爲三ヶ一必精ニ入、彼浦ニ而自當年立物可致之者也云々」とありて新しく立漁の開始を命じておる。また後の一つは「五ヶ村以當年貢之内五貫文被下之候、進退相續彼郷ニ有之。如前々百姓共仕付立物精ニ入可走廻、必由斷有間敷候走廻立物精ニ入御所務於有之者、彌可有褒美者也云々」植松右京亮宛である。これは植松は村方を督勵して立網漁業を開始する爲めに五貫文を受け「進退相續彼郷ニ有之」從て「如前々百姓共仕付」立物に精を入るべし、成績良好のときは更に褒美あるべしとの意味である。これと同趣旨の文書は天正三年(同書五六九頁)にも「爲代官給五貫文。五ヶ村津方之内を以。自當年被下間。可致知行者也。仍如件」と出ておる。要するに植松家は代官としてこの地方を知行し、百姓を仕付け彼等を使役して立網漁業を行ふことにより、君臣隸屬の關係に於て北條家に奉公したのである。そこには何等の私有とか所有とかの私的權利觀念は存在しないのである。

最後に立網漁業に要する主なる生産手段は何程であつたか、詳細のことは不明であるが、當時の西浦七ヶ村の總數額は、

前々西浦七ヶ村より御納所大方覺申候分

- (前略)
- 立物仕道具百姓したて申候分
- 書立御目につけ申候事
- 四拾五貫文 [立物船拾五艘、但常そり三貫文つり]
- 九拾貫文 [同丸木船卅艘、但常そり三貫文つり]
- 三拾貫文 [おきかけのなわあみ百ひろつ、十五帖、但常狀貳貫文つり、入用]
- 三拾貫文 [こまかなるよせあみ、但常狀貳貫文つり]
- 以上貳百拾八貫貳百五十文大方百姓したて申候分
- 一、立物御年貢の事ハ何ほど御座候とも皆々三ヶ一ツ、被召上候事、委細ニ申上及不申候以上(以下略)
- これらの諸道具は謂はゆる固定資本に屬し一村當り約三十一貫百十八文となる。然るにこれらは殆ど「大方百姓したて申」す自給自足であるから漁網、網等の直接の製作費はさう多額ではない。然し漁船建造費は必しも小額ではなかつた。例へば時代は少し新しくなるが、——慶長から萬治——「三津村與五兵衛方網舟入目覺」(同書下卷二二頁)によると、材料、大工作料、鍛冶作料、諸手傳、大工祝、舟おろし、その他「惣合三兩壹分六百三十三文」となつておる。これだけの固定設備と「抱網子」の費用とが斯業の經營上、先づ差當りなくてはならぬ物的人的の要素である。然るに當時の生産設備と徳川時代のそれとを比較すると、局部的改善は暫らくおき大綱に於て殆ど同一であるが、たゞその後の發達が、局部的改良は暫らく別として、主として生産機構そのもの、上に行はれたことは注目すべき事柄と思ふ。

次にこの問題と關聯して考ふべきことは當時——天文年代——の津本すなはち經營者の漁業上の資産である。詳細は不明かつ津本の大小により一概にいへぬが、慶長二年頃の大川家の家督相續(42)の實例には、

十一月二十一日

渡(申分)

- 半帖四分一 大網舟かた 四分一 妙福方
- 半帖四分一 四郎三郎かた 半帖 長澤かた
- 半帖 五郎左衛門かた
- 網度以上貳帖半四分一
- 一 艘 大網舟かた
- 一 艘 立物舟
- 一 艘 四郎三郎かた
- 四分一 立物舟
- 四分一 法舟かた
- 一 艘 立物舟之内
- 舟以上三艘四分一 ほうてう舟
- 一 帖 ゆあしあみ
- 一 帖 ふりあみ
- 家具

(膳碗その他家具一切廿八點名。略)以上

- 半 帖 重須之内
- 六分一 妙金網度
- 田 島 重須之内
- 以上 同あみ舟
- 三まい 重須抱分
- 宮戸島 重須抱分
- 人數 重須抱分
- (人名九人男八人略)
- 以上 (小道具廿八點名略)
- 酉十二月廿一日 兵 唐(花押)
- 又太郎殿

この文書を寛永四年の次の文書と對照して見ると、

從今日四郎右衛門德分

- 半 帖 大網舟かた
- 壹 艘 同あみふね
- 四分一 多ひす内もらひ共ニ
- 半 艘 四郎三郎かた
- 四分一 多ひす内もらひ共ニ
- 四分一 五郎右衛門方
- 貳 帖 法舟かた
- 壹 帖 取網大小
- 壹 帖 大網あみ
- 貳 帖 わらさ網
- 壹 帖 いなた網
- 貳 艘 ほうてう船
- 貳 反一歩 田

右へ我等存命中抱候、其後ハ昔のごとく一同ニ可有德分候以上

卯正月一日

外ニ家具下人等、家を居替時、渡可申候、以上

即ち立網漁の網度株は合計二帳半四分一で何等の増減なく、船株も三艘半で殆ど同様であるに反し、ゆあし網、わらさ網、いなだ網、ふり網では前文書の三帳に對し後者では七帳に増加してゐる。元來この種の新規漁業の初見

關東漁業の黎明期

四九 (四九一)

壹反歩

島 道下

以上(印)

- 半 帖 大網舟かた
- 半 帖 四郎三郎かた
- 四分一 五郎左衛門かた
- 四分一 法舟かた
- 壹 帖 わらさあみ
- 壹 帖 ほうてう船
- 貳 帖 田
- 五畝歩 以上

若狭(守(印)(花押))

は慶長頃からであるが、徳川時代に入れば著しい發達を見ておる。これは先にも一言した如く、舊漁業たる立網漁業と違ひ、古い生産機構に拘束せらるゝこと少なき、多くは資力ある個人の自由計畫に基いたものであるから、謂はゞ一種の新興勢力の進出と見て大過ないのである。而かもその主體が網子階級にあつたことは最も注目し得る。これを要するに、以上のべたる如く鱈、鮪、海豚を目的とする立網漁業は當時、北條家に於て最も力を入れた漁業であり、從てその主要なる地區には或は代官をおき或は立網奉行を遣して鋭意その發展を計り財政收入の増加と食糧の充實に努力したのである。然しこれ以外の漁業についても決して無關心ではあり得なかつた。それは鱈漁業と鱈漁である。いま簡単にそれについて一言する。

鱈 漁 業

天正年代になると既に鱈地曳網漁業が次第に發達してきた。先づ天正四年の文書に、

北條氏鱈庭安培朱印狀

獅子濱五ヶ所之鱈庭。如前々無相違可致所務者也

(天正四年)丙子卯月十日(朱印)

植松右京亮殿

とある。鱈庭とは鱈場のことであらう、それは網場すなはち網漁場のことを網庭といふ例からみてもほと推知し得られる。即ち植松氏はこの五ヶ所の鱈漁業の所務を命ぜられたのである。然るに翌年天正五年の「北條氏堯朱印狀」の中に「(前略)一、獅子濱ゆわじもらい之儀は。如自余村之。百姓於無納得ハ努力不可取之事」として、漁業者の納得あれば外村のやうに鱈をもらふことが出来る。尤も鱈もらひの例は既に天正元年の「北條氏堯朱印狀」

にも「於五ヶ村鱈もらひ之儀、如前々可致之候。向後横合申者有之之間敷候」と嚴命してゐた程である。惟ふに鱈地引網漁業に限り、かやうな習慣が成立し而かも近代まで繼續したのは恐らく斯業の作業的事情や臨時に多數の集中労働力を必要とした爲めであらう。何れにしても斯業の發達は可なり古くからであつたと思はれるが、殊に天正年代以後に於てこれに關する文書が目につく。

鱈 漁 業

次に注目すべき漁業は鱈漁である。先づ天正年代の文書に、

伊東家祐書狀

態申入候。仍而ぶり就御用。今度西浦へ被仰付候處。西浦之海一向不取候間。瀬之崎海にて網を置候處。自其方被出奉行。年貢被成所務候。御印判之御看被仰付候時者。時分之所務之義ハ、御無用之由被仰出候、云々。

正月十七日

伊 東 家 祐(花押)

鈴木二郎三郎殿 參

この文書で注意すべきことは「網を置候處」の文句で、當時の鱈漁が釣漁でなく網漁業なることは明瞭であるが、然らば何網であらうか、鱈漁にして網を使用し、而かもその網を布設しおくものとすれば近代漁撈技術ならびに鱈の動物學的性質より考へて刺網と見るのが最も合理的であらう。次に御用着の役を命ぜられてゐる處に、この上の年貢過分の仰付は「一段迷惑仕由」を披露の結果、さやうの場合は年貢の徴收を止められたのである。即ち鱈は御用

着ともなり、年貢の目的物でもあつて、漁民は二重の負擔をしてゐたことがわかる。最後に最も興味ある問題はこの種の鰯刺網漁業が他の地方ではそのまゝ明治年代まで繼續し遂に大規模の資本主義的經營の形態にまで發展した鰯大敷網乃至臺網漁業に移行した實例と考へ合はすとき、この文書の如きは重要な記録の一つである。

潜水漁業

この漁業は當時「かつぎ衆」と俗稱する特殊漁民の漁業であつて恐らく往昔の海士族系統のものであらうが、専ら潜水により主として鮑その他の磯付漁業に従事する。關東沿海の分布は小田原近海、眞名鶴地方から房總の一部に分布してゐたやうである。彼等に関する文書に⁴⁹⁾

まなつるのかつき衆の内、いかにも上手貳拾人明日二十三日三崎へ罷越、自美濃守殿如下知、大のしむくべし。京都への御用ニ候間いかにもながく、手ぎわよくむくべし。日數者十日に可致支度如件

午卯月二十日(虎朱印)

眞名鶴

代官 石 上 殿

この文書は享祿元年のもので早雲の孫、氏康時代である。氏綱の子、氏康は當時すでに禁裏の御用を拜受してゐたことが知れるが、同時に彼の政治的手腕の一面も伺はれる。次に上手の海士貳拾人にて十日間、慰斗鮑をむいたとすればその數量は可なりのものであつたであらう。

次は鰯追船のことである、これは相州文書にも出ておるが、筆者の親しく見たところでは、元龜二年の文書に。

鰯追船貳艘新造ニ致し置由申上候、諸役令赦免候、若横合非分分之儀申懸者有之候者、小田原へ罷越可申上者

也仍如件

辛未五月十六日

岩 百 姓 中

萬 あ み 奉 之

といふのと、同文で、天正九年の、

(本文、略)

辛巳十月十二日

江 雲 奉 之

岩 百 姓 中

とがある。ところで、この文書は鰯が灣内に進入して漁業上に支障を來すから、これを追拂つたものとみえ、素より今日の如く漁獲しなかつたのである。然るにこの鰯の追拂ひに従事したものは即ち「かつぎ衆」であつた。それは徳川時代文政以後、萬延、元治、安政、嘉永、天保、文化等の文書に。

岩村船役金之事

一、(前略)

永 百 文

一、天當船三艘

百、姓、寄、合、持

是者かつぎ鰯追船ニ付、船役免除

(中略)

關東漁業の黎明期

文政癸未十二月二十二日

千賀 藩 守

とあるのである。由て考ふるに村持で追放船三艘——元龜天正年代よりなほ一艘増加す——を造り、それに「かつき衆」を乗込ませたといふから恐らく彼等の生活も村から保證せられてゐたもの記録の。これらも當時の生活機構漁村生活機構の共同性を端的に表現したものであらう。

捕 鯨 業

關東海に於ける捕鯨のことは先きの「見聞集」(關東海にて鯨つく事)に「愚老若き比關東海にて鯨取事なし(中略)貞應の比まで關東海に鯨有事を人知らざる也今ハ鯨江戸浦まで来てうしほを空へ吹上るを見れハ海上にやく鹽屋の烟かとうたかはる云々。鯨をもちにてつくに鯨とるといふ(中略)くしら大魚なれ共伊勢尾張兩國にてつく事有、是より東の國の海士ハつく事を知らず然に文祿の比はひ間(早イ、瀬助兵衛と云て尾州にて鯨つきの名人相模三浦へ來りたりしが東海に鯨多有を見て願ふに幸哉と、もり網を用意し鯨をつくを見しに鯨は子を深く思ふ魚也云々。此助兵衛鯨つくを見しより關東諸浦の海人迄、もり網(網イ)を仕度し鯨をつく故に一年に百二百ツ、毎年つく、はや二十四五年このかたつきつくし今ハ鯨も絶はて一年にやうく四ツ五ツつくと見えたり今より後の世鯨たえ果ぬへし云々」とある。惟ふに伊勢、尾張、三河、地方は我國に於ける突鯨業の發祥地であつて、殊に「伊勢鯨」などいふ特別の言葉まで生ずるに至つたほど盛んな地方であつたから、後年有名となつた捕鯨地である紀州、土佐、九州地方の斯業もその始めは何れもこの地方から傳受せられたものである。かやうな事情であつたから關東海の斯業もこの地方の漁獵者により文祿頃から開發せられたと見ることは確實なことであらう。

江ノ島漁業

江ノ島は普通一般の他浦と異なり、特殊の一地區をなしてゐた。例へば「今は滅亡した、下の坊の所藏して居た北條氏直の書簡に、下の宮別當より鹽漬鮑一桶を贈つたとある。天正七年八月北條陸奥守氏照が出せし江の島、留浦の掟書にも、他領の漁夫の入る事を禁じて鹽境に住む漁夫の庇護をして居る(江の島物語五、六頁)とある。この島を留浦として特別保護地とした文書は、

書 出

- 一、江嶋之事不入ニ被仰出候、於于向後者御大途無御印判茂縱權門郡代被申懸と共一切不可承引申猶以強氣之族就于有之者注交名馳來者趣可遂披露事
 - 一、大途之御用從前々走廻來候義共御印判次第時々刻々爲一事無其沙汰可走廻候但御印判御文言之外之義奉行衆就于申懸者及其斷氏照所江馳來可遂披露事
 - 一、江嶋之事留浦之御印判御下置候爲從今日他領之獵師并みるひしき體之物迄取手不可入知音近付之獵師爲百姓申誤而も入ニ付而者聞立入候船方可切領事
 - 一、江嶋ニ有なから他人之主取致之事令停止畢號里被官儀者當方御法度之條江嶋中之者他人を主と號する事令停畢背此掟者有之ハ速可遂成敗事
 - 一、江嶋之者他所江就宅移者任御國法召返從類共、可遂成敗事
- 以 上
- 右就于五ヶ條之旨令違背者僧俗共ニ可行死罪者也仍如件

天正七年己卯八月十二日

北條氏照(花押)

江嶋岩本坊

即ち「岩本坊」を以て一種の封鎖的不入の地となし、北條家以外は權門乃至禪氣之族といへどもその侵入を禁じた。殊にこの地の漁業に對しては之を「留浦」となし、他領の獵師は勿論みる、ひじき、の採集まで嚴禁し、從て知人、近付きの獵師といへども誤て侵入するときは「可切預事」であつた。從て江嶋住民は僧俗に拘らず「他人之主取致事」ならびに「他所江就宅移者はみな國法の違反で類從共に成敗せられたのである。直接の文書を見ないが、前引用文の嚴格なる掟等から考へてこの岩本坊の如きは何んだか北條家の財政にとりて可なり大切な地域の一つであつたやうな氣持がする。

さてこれまで述べたところは關東海に於ける主として從來からの土着漁民の漁業について記述したものであるが、次に擧るところは比較的近代に入り上方方面より新に傳來した漁業即ち「かつら網漁業」についてである。

かつら網漁業

先づ最初に文書について述ると、初見のものでは公郷村永島家所藏に。

かつら網改而被仰付候、於何事も無沙汰可走廻候、如前々網之うお可被下者也仍如件

弘治元年乙卯二月十一日(朱印)

南條因幡守奉之

助右衛門

即ち弘治元年に「改而被仰付候」て「如前々」であるから、既にそれ以前から行はれてゐたことがわかる。殊に注目すべき點は「網之うお可被下者也」にて北條家にとりては何等の財政的資源ではなかつたのである。なほ次の文書に

も、では、

御預ケ之かつら網之爲御用船壹艘可仕立之由申上候、於彼舟不可有諸魚役候、若横合非分有之付而者爲先此御印判可致披露、於自今以後者かつら網船何艘も仕立可申諸役等可有御赦免、何も以此文言可被下者也如件

永祿十年丁卯三月二十五日(朱印)

南條因幡守奉之

大田津舟持助右衛門

即ちこれによると豫而北條家よりかつら網ならびに船の預りにて營業に従事してゐたが、更に御用船一艘の新造を出願、しかしそれは諸役を免除する、就いてはこの後更にかつら網船を何艘にても仕立べく但し諸役は免除することである。然らば何の目的でかやうに斯業の發達を奨励したかといへば、それは次の文書に。

葛網如毎年色々沙汰、可走廻候、當年之儀者菅谷織部丞大手御陣へ被召連候間、山本隼人御厨一助兩人被仰付候彼兩人相談可走廻者也仍如件

鳴天正元年酉二月二十三日(朱印)

南條因幡守奉之

永嶋出雲守

なほ、同文にて次の文書もある。

(本文省略)

康光(花押)

天正二年壬子十一月 日

長嶋左京亮殿

とあることから、奨励の目標は、海戦に際し水軍乃至舟手として活動せしむる爲めであつたことがわかる。なほ前

文に引き續いて「御留守中掟」中に「獵船ニ候共當郷代官申斷可出船事、我儘ニ罷出候ハ、舟主舟方可爲重料事。一無手判而他所之舟出船候ハ、濱代官可切頸事」とありて獵船でも自由の行動を採ることは禁止せられてゐた。従つて葛網船の行動も亦この掟に支配されたことは素よりである。

然るに次の文書に於ては。

従前々有田津浦葛網之儀走廻候、然ニ近年此方より御用諸浦次ニ被仰付故致退轉候申上候、向後ハ自此方被仰付御用葛網之外には被仰付間敷早々如前々田津可度歸假初ニも此方爲無御印判誰人申付候共御用等走廻間敷者也仍如件

丁亥四月十三日(朱印)

井村内匠助奉之

永島出雲守

この文書によると、御用度々のため葛網漁業者の退轉を見るに至つた。そこで今後の御用は「自此方被仰付御用葛網」に限り下命するから早々に田津浦に歸參すべしといふのである。この點からみると葛網漁業には「御用葛網」と「自前葛網」との二つがあつたこと。並に従前は公私の葛網御用が頻繁に行はれてゐたことがわかる。然るに、天正十五年頃になると。

葛網 本牧浦ニ被指置由 候、納物之儀者嚴密可被申付候仍如件

天正十五年丁卯月十八日(朱印)

(塙) 川和伯耆守奉之

左衛門 殿

とあつて、意味の明瞭を欠くが葛網を本牧浦に指置かれ、「納物之儀」は嚴密に徴收すとの意であらう。然りとすれ

ばこの年代になると財政的理由も加はつてきたものと思はれる。

ところで、いま「大日本地名辭書」(中二七五八―九頁)を見ると、こゝに擧げた文書中の公郷、大田津、田津について「公郷 今豊島村と改む、大津の西にして、横須賀町の南に連接す、(中略)公郷は昔大田津、田津浦とも唱へ、即田津郷の地なり云々。公郷村の舊家、永島氏の祖、出雲守正氏、左京亮正朝は北條家の時、浦代官たりと云ふ。(中略)永祿十年の物(古文書)に、大田津船持助右衛門とあり、家系に助右衛門正行を正朝の弟とす、云々」とありてなほ同家所藏文書のことを述べておる。これに由てみると、上に説明した當時の葛網漁業の根據地は今の横須賀の附近で、而かも文書宛名の大田津舟持助右衛門も永島出雲守左京之亮も永島(長嶋とも書く)の人々であり、殊に左京之亮は當時の浦代官たりといふから、これらの豪家を中心となり北條家保護の下に葛網漁業をやつていたものと思ふ。さすれば可なり大規模の葛網漁業が同家の手によつて行はれたものと想像してもよからう。

葛網漁と西國漁民

江戸灣に於ける葛網漁は既述せるやうに今の横須賀地方を中心として、少くも弘治元年には既に行はれてゐたのである。そして天正十五年には本牧浦にまで斯業の擴張を見てゐる。その後の事は明瞭でないが、世の中が平和となり、江戸を初め沿海都市の勃興は恐らく斯業の發展を一層促進したものであると思はれる。現に天保年代の往來物に三浦半島地方の漁業中「野比葛網」の記事を見る。明治三十三年頃の調査に於ても上總の小久保、萩生等の揚繰葛網、また下浦灣内の金田野比等の地、葛網に關する調査がある。

然らば後北條氏時代に見た葛網とはどんな構造のものか、後年のそれと同一のものであつたか、此等に關しては全く不明であるが、漁場ならびに當時の事情より推せば、等しく葛網であつても恐らく前叙の揚繰葛網の類ではな

かつたかと推斷するのである。そこで一應かんたんに葛網のことを述べると。この網漁には三つの型があつて、第一は揚繰葛網で水深七尋乃至五十尋の所に網を下し、副漁具の葛網(振網ともいふ)を根際の深所に下し次第に魚を寄せて網に乘らしむる、それ故に漁網の性質からいへば敷網類に屬する。第二は地葛網で夏期に沿岸に廻遊した魚類を先づ葛網で淺所に寄せ集めた後に葛網で圍ひ次第に陸岸に曳き寄せるのであるが、このとき葛網を曳網の兩端の曳網と結び合せて引上るのである。故に性質からいへば曳網類に屬する。第三は謂ゆる縛網で深海に至り葛網を以て魚群を巻き一定の傾斜面に達したとき縛網を卸して魚群を旋網し漁獲するのである。故にその本質は旋網類である。即ちこれによると後北條時代のそれはこの第二乃至第三に屬する本質的には敷網または曳網を本體とし葛網を副漁具として使用する葛網であつたと推斷するのである。そしてこの二つの型は近年まで行はれてゐたのである。ところで、こゝに問題となるのは、三浦茂信(59)の著「見聞集」の「東海にて魚貝取盡す事」の條である、いまそれを引用する。

見しへ今相模安房上總武藏此五ヶ國の中に大きな入海あり諸國の海を廻る大魚共此入海をよき住所と知て集といへども關東の海士取事を知らず磯邊の魚を小網釣を垂取計也然處に今武州江戸繁昌故西國の海士悉關東へ來り此魚を見て願ふに幸哉と地獄網といふ大網を作り網の兩の端に二人して持程の石を二ツくり付是を千貫石と名付二筋網(又繩)を付長さ三尺程は二三寸の木をふりと名付て大網の所々に千も二千も付る此槓といふ木魚の目にひかるといふ早舟一艘に水手六人つゝ七艘に取乘大海へ出て網をかけ兩方へ三艘つゝ引分て大網を引一艘ハことり舟と名付網本に在て左右の網のさし引する此網の内にある大魚小魚一つも外へもるゝ事なし海底のうるくす迄も悉引上る。扱又海底にある貝をとらんとて網を海へおろし大網を引すへて舟の内にまき車を仕付碇を打て

網を引めれハ砂三尺底にあるもろくの貝ともを熊手にて引おこす天地開闢より關東にて見も聞もせぬ海底の大魚砂底の貝を取あくる去程に四時を待て波の上砂の上に出る魚貝とも今ハ時を知らず常に服しぬれハ江戸にて初魚初貝の沙汰なしは、や二十四五年この方此地獄網にて取盡しぬれハ今ハ十の物一つもなし云々。

さてこの文を讀むと、こゝに地獄網といふは何れの型か明瞭を欠ぐも確かに葛網のことである。即ちこの葛網を以て「江戸繁昌故西國の海士悉關東へ來り此魚を見て願ふに幸哉と地獄網といふ大網を作り」用ひたのであらう。尤も後段の「扱又海底にある貝をとらんとて、(中略)天地開闢より關東にて見も聞もせぬ海底の大魚砂底の貝を取あくる云々」は前の葛網とは全く別個の貝桁網類のもので葛網とは直接の關係がない。

さて元にかへつて、然らばいふところの地獄網すなはちこの葛網は北條氏時代からの葛網と如何なる關係にあるか、それにはこの本の著者三浦茂信の學者的良心または實際的智識のいかに大なる關係をもつことになるが、彼の經歷から考へても北條氏時代の葛網を知らない筈なく、殊に小田原落城後は一時的にもせよ當時の葛網漁の本場である三浦に退住してゐた程である。かやうに推考してくと、こゝにいふ新來の西國漁師の使用した葛網は或は先に述べた第二型か第三型の葛網ではなかつたであらうか疑問の存する點である。何れにしても三浦茂信の著書にある地獄網ハ葛網は江戸灣にとり新規の網ではないが、恐らく彼の時代(天正・慶長頃)頃から新來の西國漁民の手によりて俄かに活躍期に入つたものと推定せられる。たゞ最後に注意すべきことは以上の記述のみからすると、西國漁民の關東海への移動はこの時代(天正・慶長頃)頃から始まつた如くに考へられるが、私の意味ではこの時代は單に移住または出漁の旺盛期であつて、起原からいへばズット以前の少くも北條時代の葛網に關する最初の文書にある弘治元年前に求めたいのである。何れにしても葛網漁業の如き積極的に沖合に出漁し、進んで魚類を漁獲せんと

する漁業の發展したことは、この書の著者三浦茂信のいつた如く全く西國漁民の賜である。この大勢はその後徳川時代を全通して益々さかんになつていつたのである。

公課強徴と退轉

小田原北條家の仁政は先にも述べた通り有名なものであつて、多くの領主は四公六民を標榜しても、その外に臨時の課役があつて實際は甚だしき重役であつたが、北條家だけは四公六民を嚴守した。然しこゝでも後年になると次第に重課の傾向を辿り陣夫の強徴や臨時の負擔が頻繁となり、百姓退轉の風潮は以前よりも一層はげしくなつて來た。いまこの事を主として漁民の側から觀察する。先づ陣夫では永祿年間の陣夫督促狀で各浦に對し一定人數を課してある。そのうちに(前略)猶令無沙汰者。可及質物者也云々」とさえいつてある。次に代官植松右京亮宛のものに同永祿年間の「北條家知行充行朱印狀」がある。

五十貫文

給

此内

廿貫文

段錢にて被下
於神山之内給田被下。

右員數葛山一札之任筋目遣之候。(中略)猶弓矢方相嗜走廻次第可被重御恩賞者也仍如件

(永祿十二年)

巳 閏五月十四日(朱印)

植松右京亮

いふまでもなく植松右京亮に對する軍功の恩賞である。然るに天正年間に入つて同右京亮宛に軍役の負擔を命ぜ

られてゐる。即ち「北條氏薨軍役着到朱印狀」に、

改定着倒之事

一、四拾貫五百十文

此内 卅七貫文

右符にて出
神山にて出

此着到

下、本

大小旗持役。笠具足。

(中略)

一、人

步者 皮笠具足。

以上五人

右、從來御調儀如、此可走廻候。爲軍法間。就無沙汰者。可被召放知行者也。仍而如件。

(天正元年)

酉 七月九日(朱印)

植松右京亮殿

何れも右京亮、個人に對するものであるが、代官にして立網漁業者である彼れはかやうに軍務にも従事せねばならなかつた。

更だ漁民に對するものとして、

北條氏薨陣夫召仕安堵朱印狀

關東漁業の黎明期

自前々、^{六五}小陣夫召仕由申上間。如前々、無相違從、當陣可召仕者也。仍如件
(天正元年?)

酉七月十七日(朱印)

二宮 織部 奉

植松右京亮殿

⁶⁶當時の漁民は當に陣夫として軍役に従事せしめられたのみでなく、更に軍事食糧品の供給をも命ぜられた。例へば

御陣へ之御用如何にも大成鯛を貳拾枚明日之晩に可致持參候引上於濱端則うす鹽をいたし舟を以早々可漕候公物者内村前より可請取者也仍如件

追而御陣御留守之間御隱居様御封判也

(天正年間?)

酉 八月二十三日

須賀 小代官 舟持中

また平常でも臨時の魚類上納を命ぜられた。例へば一例として、⁶⁷

明後六日ニ鯛州枚あはひ百盃相調可持來候替りは於此方可被爲渡之由被仰出候始而之御用被仰付候間少も無如在必々六日ニは夜通も可持來候至無沙汰者可爲曲事候御着共ふるん可相調者也仍如件

(天正年間)

申 正月五日

關 修理亮 奉之

鈴木との

以上は單に一例として擧げたるのみで、他にもこの種の文書は可なりあるやうである。尤も臨時下命の場合には物の下げ渡しあるもそれは漁民の負擔に比べて恐らく充分のものではなかつたであらう。

これを要するに當時の漁民は農民と同様に先づ立物役を出し、——立網漁業なれば現物の三分の一、後年に貨幣納となる——次に懸物役として漁船に懸くる。例へば⁶⁸五ヶ村百姓佗言依申上御赦之條々「中の一に「一、懸鯛半分御に對し一定數の鯛を徵收するのである。例へば⁶⁹自然船退轉など、重而申上候者。右之地方之御免可被破事」の如きこれである。かやうな既定の年貢以外に漁民としては陣夫、定普請、海上輸送、戦時魚類供給、海上監視等々の如き或は戦時に或は常時に彼等の負擔はことに天正以後いよゝゝ加重しきたやうである。かくて漁民の退轉もますます増加した。例へば、

重洲網所三帳之分、退轉之所、辨濟之事、余浦へ申付候、然ニ彼網所退轉之由申候て人へ有之由申候へ共御番着無調故、網所同網所付之田畠屋敷等相副御番着辨濟之仁ニ相渡候、(中略)何方へ罷給候共人之主ニハ難成候、世に落候へ侍もかちはたしにて人之こんかうをとり候事眼前候、畢竟無心を致堪忍果而御百姓をいたすべき擬肝要之由可有見候以上。

癸酉(天正元年)九月十七日

豐 前(花押)

長濱 大川 殿

重洲 土屋 殿

關東漁業の黎明期

「退轉之綱所」三帖之衆

これなどは「綱所三帖之分、退轉」にて可なり大なる退轉である。而かも好條件を與へてもその綱所を引受けるものがないやうだ。なほ興味あるのは退轉者への説得内容がよく支配者の心理を暴露した、當時の社會生活に對する時代錯誤の説教であるのも面白い。また天正八年の「北條氏義年貢高減免朱印狀」の本文中に「右四ヶ村之百姓退轉之由御佗言申上間。(中略)三ヶ年令赦免候。立物相、核可走廻候。(中略)於自今以後、郷中退轉之由御佗言申上、付てハ、名主百姓可處重過者也」とある。傍點を附したる箇所の如き當時の社會生活の真相を誠によく現はしてゐるものであらう。

註

- (1) 落穂集(改史籍集覽) 第十冊 一〇一三頁
 - (2) 芝浦漁業起立 寫本(元治元年十一月町奉行への上書) 東京市史稿 港灣篇第一 三五八頁
 - (3) 東京市史稿 産業篇 第二 二五四―六頁
 - (4) 武州文書 史料編纂所蔵
 - (5) 梅花無盡藏(續群書類從) 第拾貳輯八二八頁八五三頁
 - (6) 北條記二(續群書類從) 第貳拾壹輯 四四六―七頁
 - (7) 相州文書 史料編纂所蔵
- 一、國中諸郡就退轉、庚戌四月諸郷公事赦免様體之事 (中略)
- 一、地頭に候共、百姓迷惑に及候公事以下申懸に付而者御庭へ參可申上之事

一、退轉之百姓致還住候者には、借錢米可被赦免候、但從今日以前の儀也、自今日以後脱落之者には不可有^(之)赦免之事

一、無御印判郡夫不可立者也仍如件

天文十九年四月朔日(虎印)
一色百姓中

(8) 武州文書六 荏原郡 同上

國中諸郡就退轉六口四月諸郷公事赦免口様體之事

卅貳貫二百六十九文 武州北品川

右爲諸點役之替百貫文之地より六貫文懸^(之)相定候然者北品川卅貳貫二百六十九文此役錢壹貫九百卅五文と前ひかへといたして員數程毎月古河へ參夫馬と可調立此以後、昔より定候諸公事者不殘令赦免候細事之儀も不可申付候、不可有郡代觸口之有候者背此旨申懸者有之者百姓御庭へ參可致直奏但陣夫并廻陣夫大普請可致之廻陣夫をハ年中八貫文積にて以^(之)錢可出之

一、代官ニ候共百姓及迷惑候公事以下申懸ニ付而者御庭へ參可申上事

一、退轉之百姓致還住之者ニハ借錢借來可令赦免候但今日より以前之儀也自今日以後脱落之者ニハ不可有此赦免事

一、無御印判郡代夫自今以後不可立者也仍如件

天文十九年 庚戌 四月朔日(虎印)

北品川百姓中

(備考) 同文南品川百姓中宛のもの省略

- (9) 武州文書 同上
 - 新編武蔵風土記稿 同上
 - (10) 武州文書 同上
 - (11) 同上 船方中ニ仰出事 同上
- 右者酉歲御印判公方御用之外、郡代地頭申付候共、諸役不可致候、猶横合有之者以目安可申上候也仍如件
甲子。永祿 七年カ十一月七日
柴舟持 中
- (12) 武州文書 八久良岐郡史料編纂所々藏
 - (13) 静岡縣史料 第一輯 一二九頁
 - (14) 地名の研究 柳田國男著 二二頁
- 「一色、別納と云ふ語は吾妻鏡に既にあつて、即ち一定の現物収入を目的とする追加開墾地である。布の一色、油の一色、網の一色と云ふ大字の名も残つて居る。(傍點 筆者) 因にこの地は今日まで有名な漁村として繁昌して居る。」
- (15) 相州文書 足柄下郡中 史料編纂所々藏
 - (16) 同上 同上
 - (17) 武州文書 第一輯 四〇五頁
 - (18) 静岡縣史料 第一輯 一二四―五頁
 - (19) 同上 一二五頁
 - (20) 静岡縣水産誌 卷二 一二頁

島津 又 三奉之

- (21) 同上 卷四 二八―九頁
- (22) 豆州那賀郡安良里邑 寫本 正徳四年
- 指上帳
- (23) 乍忍以書付奉願上候 寫 文政七年
- (24) 田子村の沿革 寫本 田子村役場所藏
- (25) 鳥羽誌 六五頁 久保村憲介著
- (26) 日本水産捕探誌 三二七頁
- (27) 豆州内浦漁民史料 上卷 一頁
- (28) 同上 三頁
- (29) 「豆州内浦漁民史料」に關する限り網度ニ漁場を網代と記した場合はこれだけで、その他は凡て「あんど」「網度」又は「網戸」である。慶長貳年には明かに「道正網度錢云々」(四一頁)とある。
- (30) 同上 五頁
- (31) 静岡縣史料 第一輯 五五五―六頁
- (32) 豆州内浦漁民史料 上卷 六頁
- (33) 静岡縣史料 第一輯 五五六頁
- (34) 江豚は海豚と同一、「イルカ」である。(水産名彙 二頁)
- (35) 静岡縣史料 第一輯 五五八頁
- (36) 同上 五五三頁
- (37) 同上五三頁の脚註○立司は漁夫であらうに従ふ。立司は「りうし」なるべし。この點は同書二二四頁「松崎下之宮

船免許狀のりようし之事及びりようし之事を参照し、更に同書五七三、四頁の「五ヶ村百姓佗言依申上御赦之條々」中の「從那實之郷小田原へりようし御赦免候。自然被仰付候者。公物可被下間。可走廻事にて明瞭なるべし。」

(38) 同上 五六二頁

(39) 同上 五六三頁

因に永代節用無盡藏(天保)によればこの文書中の海鹿は海豚である。(水産名彙 二頁)

(40) 静岡縣史料 第一輯 五六三―四頁

北條氏堯朱印狀。北條氏堯年貢充行狀、

(41) 豆州内浦漁民史料 下巻 二三四頁

(42) 同上 上巻 三八一九頁

(43) 同上 下巻 二七頁

(44) 静岡縣史料 第一輯 五七〇―一頁

(45) 同上 五七五頁

(46) 同上 五六四頁

(47) 同上 三二―三頁

(48) 鰯刺網漁業で古來から最も有名な實例は丹後伊根浦である。この地では明治末年まで刺網による鰯漁が行はれたが、その後大坂網漁業に發展したものである。(丹後伊根浦の鰯刺網とその經濟史的發展) 元來建網類は曲網と垣網の結合したものと、刺網との二種であるが、本文にいう鰯刺網とは恐らく後者の一端を腕曲したものであらう。然るときはこの種の漁具が少くも天正年代に現在してゐたこととなり漁業技術史上興味ある問題を提示するものである。

(49) 寫

(50) 相州文書六 鎌倉郡六

(51) 相州文書 三浦郡 二十四

(52) 同上

(53) 同上

(54) 同上

(55) 同上

(56) 武州文書 八久良岐郡

(57) 新編三浦往來 五頁、戒珠庵慧光編述 天保十五年

(58) 東京灣漁場調査報告後編(一) 一四二頁 水産局
(水産局水産調査報告 第八卷第三冊) 一四四頁

(59) 著者三浦茂信に就ては大日本人名辭書(經濟雜誌社發行第七版)によれば。(前略)天正五年北條氏政に仕へ同十八年には小田原の籠城中にあり、北條氏亡びし後は暫らく三浦に退居せしが、尋で江戸に來て商賈となり伊勢町に住す(中略)述作を喜みて北條氏の世の戦争及び江戸開府の頃の世事を記録すること最も詳なり小田原以前の事は大凡東鑑北條九代記等に據ると雖もそれより以後の事は悉く見聞の及ぶ所なり云々」と記載あり。また見聞集の自序に「武陽とよしまのかたはらにはふれたるひとりの翁ある夜のねさめに思ひ出て我永祿八乙丑の年生れしよりこのかた慶長十九年ことし迄世上のうつりかはれる事ともをかそふるに(中略)其内愚老五十をへぬ云々」とある。

(60) 見聞集(改史集覽)十冊 第一卷 二七頁

この外に同著者による「北條五代記」があるが、その序文に「北條家の沙汰はかりをひろひ出し今又十冊にあつめ一部とし

是が北條五代記と名付たり云々」(北條五代記。史籍集傳 第五冊 卷之七による)であつて、こゝには参考を留めた。

(61) 地獄網といふ呼稱は各地にあるが殆ど多くの場合それは全く別個の網を呼んでおる。但し俗に地獄網といふときに共通する要素は、魚類が二度これに入れは連れ出ること難く多くは優秀の漁網に名くるも必しも進歩した漁具とは限らない。要はその土地にて新規で多獲し得る構造のときは斯く呼ぶやうである。地獄とは魚類にとり一種の地獄といふ意ならん。

(62) 静岡縣史料 第一輯 五五九頁

(63) 同 上 五六〇頁

(64) 同 上 五六四―五頁

(65) 同 上 五六七頁

(66) 相州文書 大住郡 史料編纂所蔵

(67) 同 上 二十四浦郡 同 上

(68) 静岡縣史料 第一輯 五七三―四頁

(69) 豆州内浦漁民史料 上巻 九頁

(70) 静岡縣史料 第一輯 五七七頁

むすび

本来ならば結びとして、こゝに結論的要約を必要とするのであらうが、もとゞこの小文は近く「拓殖論叢」(日本拓殖)に於て發表せんとする「關東漁業の近世的發達と上方漁民の役割」の序説とも見るべきものであるから、今こゝでの結論は全部を省略し、右の論文に譲ることとした。なほ「豆州内浦漁民史料」に關する研究は近く刊行せらるる「濰澤漁業史研究」室報告」第二輯に發表した、併讀を望む。

經濟學名著解題

「千八百五十三年初版カール・クニース著『歴史的方法の

見地よりする經濟學』

高橋誠一郎

ヴァイルヘルム・ロッシュャー及びブルノー・ヒルデブラントと共に、獨逸歴史學派創設者のトリオの一人に數へられてゐる經濟學者にカール・グスタフ・アドルフ・クニース (Karl Gustav Adolf Knies) がある。

クニースは一千八百二十一年三月二十九日、普魯西ヘッセ・ナッサウ州マールブルグ町に生れ、一千八百四十六年、ハイデルベルグに於いて歴史及び國家學員外講師たるの資格を得、ヘッセの方伯フィリップによつて建設せられたマールブルグ町の大學に於いて、暫時、歴史及び國家學を講義し、又、カッセルの工藝學校に教鞭を執つて居つた。彼れは一千八百四十八年の政變によつて一時獨逸を去り、瑞西シヤッフハウゼンに於いて教師となつたが、幾許もなく一千八百五十五年、バーデンのフライブルグ大學官房學教授に任命せられ、一千八百六十一年から同六十五年に互つて同大學を代表してバーデン大公國議會第二院に列し、自由黨に屬し、而して同黨の山外主義